

確認検査業務約款

日本建物評価機構株式会社

確認検査業務約款

(趣旨)

第1条

この確認検査業務約款(以下「業務約款」という。)は、日本建築評価機構 株式会社(以下「乙」という。)が、建築主、設置者または築造主(以下「甲」という。)が計画する建築物、建築設備及び工作物(以下「建築物等」という。)の事前相談等、建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定業務(以下「確認検査業務」という。)を受託するに際し、乙が別に定めた建築確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)及び確認検査業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)に基づき、確認検査業務を引受け、契約することについての必要な事項を定める。

(責務)

第2条

1 甲及び乙は、契約した確認検査業務を適正に遂行するため、建築基準関係規定を遵守し、乙の定めた業務約款、業務規程及び手数料規程に基づいて契約したことを、誠意をもって履行しなければならない。

2 甲並びに乙は、確認検査業務を遂行するにあたり、次に掲げるそれぞれの責務を遵守しなければならない。

① 責務

1) 甲は手数料規程に定められた額を第5条に規定した期日までに、第6条に規定した方法により支払わなければならない。

2) 甲は乙が引受けた確認検査業務の遂行に必要な範囲内において、遅滞なくかつ正確に乙に情報を提供しなければならない。

3) 甲は乙が引受けた確認検査業務内容について、乙がなした建築基準関係法令への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない。

4) 乙は引受けた確認検査業務が法第6条の2第3項に規定する構造適合性判定を要する建築物に係るものである場合であって、法第6条の2第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、乙は当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる。

5) 甲は、乙が確認済証を交付した後に計画を変更する場合において、規則第3条の2に定める軽微な変更を行うときは、乙に速やかに変更部分に関する図書を提出し、また、その計画の変更が、規則第3条の2に定める軽微な変更以外のときは、甲は速やかに計画変更確認申請書を提出し、乙と確認検査業務の契約を締結しなければならない。

6) 甲は乙が確認検査業務を遂行するにあたり、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な(計画の敷地、建築物、その他確認検査業務遂行上必要な)調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

② 乙の責務

1) 乙は業務約款第4条に規定された期日までに、引受けた確認検査業務を行わなければならない。

2) 乙は、甲から乙の確認検査業務の内容、進捗状況及びその他について説明をもとめられたときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 甲が、第2条第2項第一号に定める甲の責務1)から6)に掲げる責務を怠ったとき、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を終えることができないときは、乙は、甲にその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合、甲と乙が協議の上必要と認められる期日の変更その他を決定する。

(契約の締結等)

第3条

1 契約の締結

甲が確認検査業務を乙に業務委託し、乙が定めた業務約款、業務規程及び、手数料規程に基づき、乙が引受けたときは契約を締結したものとする。

2 別途協議

この契約(業務約款、業務規程、手数料規程その他を含む。)について疑義が生じたときは、甲と乙は信義誠実の原則に則り協議の上解決するものとする。

(業務期日)

第4条

1 建築確認業務

引受承諾書を交付した日の翌日を業務開始日とし、引受承諾書に記載の期限

2 中間検査業務

中間検査引受証に定める特定工程終了(予定)年月日より4日以内

3 完了検査業務

完了検査引受証に定める工事完了(予定)年月日より7日以内

4 仮使用認定業務

引受時に定めた期日

(手数料の支払期日)

第5条

1 建築確認業務

確認済証交付予定日の前日

2 中間検査業務

中間検査予定日の前日

3 完了検査業務

完了検査予定日の前日

4 仮使用認定業務

仮使用認定に係る請求書の発行日から7日を経過する日又は検査予定日の前日のいずれか早い日

(手数料の支払方法)

第6条

1 甲は、手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振り込みの方法により支払うものとする。ただし、緊急を要するとき又は事前相談業務については、協議の上別の方法によることができる。

2 前項の払込に要する費用は、甲の負担とする。

(手数料の返還)

第7条

収納した確認検査業務手数料については返還しない。ただし、乙の責に帰すべき事由により確認検査業務が実施できなかったときは建築主等へ返還する。

(甲の解除権)

第8条

- 1 甲は、次の各号に該当するときは、乙に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。
 - ① 乙が、正当な理由なく、第2条第1項及び第2項第2号の乙の責務を遵守しないとき。
 - ② 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 甲は、乙の確認検査業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料を既に支払っているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
- 4 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。

(乙の解除権)

第9条

- 1 乙は、次の各号に該当するときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。
 - ① 甲が正当な理由なく、第2条第1項及び第2項の甲の責務を遵守しないとき。
 - ② 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 第1項の契約解除の場合、乙は、手数料を既に受け取っているときは、これを甲に返還せず、又当該手数料をいまだ受け取っていないときは、これの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。

(秘密保持)

第10条

乙は、この契約に定める確認検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

第11条

甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(附則) この業務約款は、平成22年4月1日から施行する。

制定：平成22年 4月 1日

改定：平成27年12月11日

改定：平成29年 7月20日

改定：平成30年 8月27日